

(別紙③)

省エネルギー性の評価について

1. 交付申請書における更新・改造前後の設備性能評価方法について

【更新後設備としてメーカー標準品を設置する場合】

	評価するもの		省エネルギー性の計算根拠
	更新前設備	更新後設備※1	
方法①	仕様値※2	仕様値※2	更新前後の設備仕様値(定格)
方法②	実測データ (定格ベース)	仕様値※2	更新前の設備実測データ(定格)、および、更新後の設備仕様値(定格)
方法③	実測データ (部分負荷ベース)	想定仕様値※3 (部分負荷ベース)	更新前の設備実測データ、および、更新後の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要) ただし、実測データにおいて、同等部分負荷時の仕様値(新品同型機のメーカー実測データ、メーカー発行の保証書の添付が必要)がある場合、これを用いることを可能とする。

【更新後設備として特注品を設置する場合、または、設備改造を行う場合】

	評価するもの		省エネルギー性の計算根拠
	更新・改造前設備	更新・改造後設備※1	
方法④	仕様値※2	仕様値※4	更新・改造前後の設備仕様値(定格)
方法⑤	実測データ (定格ベース)	仕様値※4	更新・改造前の設備実測データ(定格)、および、更新・改造後の設備仕様値(定格)
方法⑥	実測データ (部分負荷ベース)	想定仕様値※3※4 (部分負荷ベース)	更新前の設備実測データ、および、更新後の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要)

※1 更新・改造後設備は、費用対効果等の申請書記載の数値、および、申請書記載の機能・能力・効率等を遵守した設備を採用すること。

※2 仕様値は仕様書による値の他、カタログに記載の値を用いることも可能とする。

※3 完了1年後報告時には必ず実測データが必要となる。妥当な数値を設定すること。

※4 実績報告時には必ず実測データが必要となる。妥当な数値を設定すること。

2. 省エネルギー性の検証について(各判断時期に必要なとなるデータ)

判断時期	データ種類	提出データ（前掲方法6種に該当）						備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	
申請時	仕様	○	○	○	○	○	○	
	実測(定格)		○			○		
	実測(部分負荷)			○			○	
実績報告時	仕様	○	○	○	○	○	○	申請書記載の設備仕様、および、交付決定通知書の交付条件を満たしていない場合は補助金の交付を行わない。(取り下げ)
	実測(定格)				○	○		
	実測(部分負荷)			○			○	申請時に設定した条件で運用ができない(省エネ・省CO2率が達成できない)場合は補助金の交付を行わない。(取り下げ)。
完了1年後	燃料使用量 データ	○	○	○	○	○	○	想定原油換算量を5%以上上回った場合は理由書を提出すること。
	実測(部分負荷)			○			○	本補助事業で設置した設備の実際の運転状態を測定したデータを提出すること。(部分負荷仕様値による代用は不可) 著しく悪い場合は改善指導を行う。設備改造等実施の後、再度実測データを提出すること。

※省エネ評価方法③において、同等部分負荷時の仕様値(新品同型機のメーカー実測データ、メーカー発行の保証書の添付が必要)がある場合、これを実測データとして用いることを可能とする。(完了1年後報告を除く)

3. 実測データによる申請における条件について

項目	内容
対象設備	補助対象となるすべての設備
測定方法	J I Sに規定された測定方法に準じた方法により、燃料消費量・機器出力・機器効率等、申請または検証に必要な値を測定すること。 (J I S 熱勘定方式通則 Z 9202を参考にすること)
測定条件	申請時に測定条件を設定し、以後の測定は設定した同一条件で測定すること。(設定条件は、定格による定常運転、または、実情にあった条件を設定すること)
測定者	申請者以外の第3者によって測定すること
データ提出方法	測定者によってデータ収集・解析された、申請または検証に必要なデータ、および、測定時の測定条件の記録(設定した測定条件が満たされていることが分かるもの)について、測定者の職責管理上責任者が捺印し、提出すること
測定時期	平成28年4月1日以降に測定したデータ (メーカー保証付きの同型機実測データについては測定時期の指定を行わない)

※実測データを用いる際には、事前に日団協と測定項目及び測定方法について調整を実施すること。

4. 実測データ測定時の費用について

当該費用については、申請費用には含むことが出来ないものとする。(補助事業外)